

# 令和2年9月伊奈町農業委員会総会議事録

令和2年9月25日（金）

## 議 事 録

会 議 名 令和2年9月 伊奈町農業委員会総会

招集月日 令和2年9月25日(金)

開会時刻 午前10時16分

閉会時刻 午前11時30分

招集場所 伊奈町役場 3階 全員協議会室

応招委員(農業委員)

小林 久夫 白幡 武悟 齋藤 勝明 高山 貢一

青木 久眞 蓮見 紳一 戸井田武夫

応招委員(農地利用最適化推進委員)

加藤 幹夫

計 8 名

欠席委員(農業委員) なし

(農地利用最適化推進委員) 細田 光一

議事録署名 青木 久眞 蓮見 紳一

事務局職員 秋山局長、岡野局長補佐、川田係長、工藤主任

### 会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名  
事務局長

定刻となりましたので、只今から令和2年9月の農業委員会総会を開催いたします。

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言期間中であることから、出席委員を減らしての総会となります。

本日は、農業委員7名の出席でございます。

また、細田推進委員より欠席のご連絡がございましたので推進委員1名の出席でございます。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が成立しますことをご報告いたします。

それでは高山会長代理、開会のあいさつをよろしく申し上げます。

会長代理 高山会長代理 あいさつ

会長 戸井田会長 あいさつ

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

(10:16開会)

議長

ただいまから、令和2年9月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては、青木久眞委員、蓮見紳一委員を指名しますので、よろしく申し上げます。

はじめに、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議を行います。番号4番を議



す。農業用施設については届け出を出すことにより転用の制限の例外として取り扱われますので、代理人を通じて届出を出すよう指導いたします。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。

申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各農業委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、4番については、申請のとおり可決・決定しました。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に関する審議を行います。番号15番を議題とします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。事務局。

事務局

第2号議案番号15番について議案書2ページにある土地の表示、申請書住所・氏名及び申請事由等説明。

本案件は、〇〇〇が賃貸借により申請地を借上げし、公共事業工事の作業及び資材置場に利用し、工事後は農地に戻すといった案件になります。

「第2号議案番号15番関係資料」をご覧ください。資料1ページ、2ページは申請書になります。

続いて3ページ目は、案内図になります。〇〇〇〇〇の田んぼになりまして、〇〇〇〇〇の両隣の農地になります。

資料4ページは理由書になります。事業計画者は町の公共事業である〇〇〇〇〇〇〇〇〇の工事を受注し、工事施工にあたり、本申請地を工事作業場と資材置場として選定したとのことです。なお、工事施工後には現状復旧し農地に戻す一時転用となります。

資料5ページから7ページは土地の全部事項証明書。

資料8は公図の写し。

資料9ページから12ページは資材置場の設置に係る資料、土地利用計画図、現況写真、隣地同意書です。

資料13ページから16ページは資金調達計画書、見積書、残高証明書です。

資料17ページから28ページは履歴事項証明書、定款。

資料29ページから31ページは復旧後の作付け計画書。

資料32ページ、33ページは譲渡人の住民票。

資料34ページ、35ページは見沼代用土地改良区の意見書。

資料36ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は農用地区域内農地に区分されます。農用地区域内農地の農地転用は原則不許可ですが、一時的な利用に供するために農地を転用しようとする場合、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実とされる場合には許可できるとされております。

法定記載・法定添付書類や現地から判断して問題はないものと考えます。

次に、一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われまます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の秋山英章委員、大島久雄推進委員ですが、本日欠席のため、事務局より意見等の代読をお願いします。事務局

事務局

秋山委員、大島推進委員合同で現地調査を行っていただきました。現地の状況ですが、既に稲刈りは終わっており、申請者で工事施工業者でもある〇〇〇〇の工事予告の上りが農道上に設置されている。ほ場のまわりも草刈りされており、特に問題はないとのことでした。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をいたします。

申請の通り可決・決定し、許可相当の意見を付して地事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各農業委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、15番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。

次に番号16番を議題とします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。事務局。

事務局

第2号議案番号16番について議案書2ページにある土地の表示、申請書住所・氏名及び申請事由等説明。

今回の申請地は、以前の委員さんに令和2年の2月に除外の申出書が提出され、同年4月に除外のご審議いただいた案件になります。令和2年8月19日付けで除外認可公告を行ったものです。

それでは事前にお配りいたしました「第2号議案番号16番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は、案内図になります。〇〇〇〇〇〇〇で、〇〇から降りて行った〇〇〇〇〇〇〇の南側に位置する申請地と示したところになります

資料3ページは理由書になります。事業計画者は現在〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇の近くに駐車場を借り上げて運送業を営んでおりますが、事業拡大で手狭になったことや、近隣の大学生の通学路に面していることで迷惑をかけていることなどから、本申請地に移転することを計画したとのことです。

資料4ページから9ページは土地の全部事項証明書。所有権以外の権利の記載はありません

んでした。

資料10ページは公図の写し。

資料11ページから16ページは駐車所、資材置場の設置に関する資料、土地利用計画図、現在の駐車場の現況図、現況写真、隣地同意書です。

資料17ページから25ページは資金計画書、見積書、残高証明書。

資料26ページから35ページは履歴事項証明書、定款。

資料36ページから38ページは印鑑証明書。

資料39ページは農振除外証明書。

資料40、41ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。第2種農地のあてはまる要件といたしましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ10ha未満のものに該当いたします。申請の土地は市街化区域の〇〇から約240mに位置しており、農地の規模も約5haと10ha未満です。また、第2種農地は、代替性も審査の対象になりますが、先ほど説明しました理由書などの記載内容などから、代替地に立地は困難であると考えました。

法定記載・法定添付書類や現地から判断して問題はないものと考えます。

次に、一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われまます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の秋山英章委員、大島久雄推進委員ですが、本日欠席のため、事務局より意見等の代読をお願いします。事務局。

事務局

こちらも秋山委員、大島推進委員合同で現地調査を行っていただきました。現地の状況ですが、一部露地野菜が植わっており、残りの栗林の下草も草刈りされている、特に問題はないとのことでした。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をいたします。

申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各農業委員

挙手「全員」

議長

挙手「全員」です。よって、16番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意

見を付して知事に進達することに決定しました。

次に、番号17番を議題とします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。事務局。

事務局

第2号議案番号17番について議案書2ページにある土地の表示、申請書住所・氏名及び申請事由等説明。

今回の申請地は、以前の委員さんに令和2年の2月に除外の申出書が提出され、同年4月に除外のご審議いただいた案件になります。令和2年8月19日付けで除外認可公告を行ったものです。それでは事前にお配りいたしました「第2号議案番号17番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は、案内図になります。〇〇の〇〇〇地区で〇〇〇〇〇〇〇〇の北側の道路を東に進んだ行き止まりで申請地を記載してあるところです。

資料3ページは理由書になります。事業計画者は現在町内の賃貸アパート暮らしですが、子供が生まれ手狭になったため、申請者の義理の兄所有の申請地に自己用住宅建築を計画したとのことです。

資料4ページは土地の全部事項証明書。

資料5ページは公図の写し。

資料6、7ページは地積更生登記の受領証になります。更生後の面積は470㎡になる予定です。

資料8ページから10ページは土地利用計画図、建物の図面関係です。

資料11ページから14ページは資金調達計画書、見積書、金融機関からの融資の証明書です。

資料15ページは現在住んでいる賃貸借契約書。

資料16ページから18ページは住民票。

資料19、20ページは印鑑証明書

資料21ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。まず、立地基準といたしましては、

申請の土地は第2種農地に区分されます。2種農地のあてはまる要件といたしましては、「申請地の農地がおおむね500m以内に鉄道の駅が存在すること」となっており、ニューシャトルの〇〇〇〇〇から約500mの距離にあります。

また、第2種農地は、代替性も審査の対象となりますが、理由書の記載内容から、代替地に立地は困難であると考えます。

法定記載・法定添付書類や現地から判断して問題はないものと考えます。

次に、一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

本案件につきまして、開発担当課にも確認をいたしました。既に申請を受け農地転用許可日と同日付けで許可見込みであると回答をいただいております。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われま。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の齋藤勝明委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

齋藤勝明委員

現地を確認しましたが、除外審査時と変更なく、問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。

次に、本地区担当の大島久雄推進委員ですが、本日欠席のため、事務局より意見等の代読をお願いします。事務局。

事務局

大島推進委員の意見でございますが、齋藤委員と合同で現地の方を確認していただきました。現地は更地というか土がかぶっている状況で分家住宅ということで特に問題はないとのことでした。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をいたします。

申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各農業委員

挙手「全員」

議長

挙手「全員」です。よって、17番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。

次に、番号18番を議題とします。

事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。事務局。

事務局

第2号議案番号18番について議案書2ページにある土地の表示、申請書住所・氏名及び申請事由等説明。

今回の申請地は、以前の委員さんに令和2年の2月に除外の申出書が提出され、同年4月に除外のご審議いただいた案件になります。令和2年8月19日付けで除外認可公告を行ったものです。

それでは事前にお配りいたしました「第2号議案番号18番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は、案内図になります。〇〇から東に〇〇〇〇〇に降りて行った斜線で示したところになります

資料3ページは理由書になります。事業計画者は現在町内で産業廃棄物中間処分や廃棄物の収集運搬業を営んでいますが、事業量の増加や現在利用している駐車場の隣地からの苦情などから、現在利用している駐車場を集約して申請地に移転することを計画したとのことでした。

資料4ページから6ページは土地の全部事項証明書。所有権以外の権利の記載はありませんでした。

資料 7 ページは公図の写し。

資料 8 ページから 21 ページは駐車所、資材置場の設置に関する資料、土地利用計画図、現在駐車場の現況図、現況写真、隣地同意書です。

資料 22 ページから 27 ページは資金計画書、見積書、不動産売買契約書、残高証明書。

資料 28 ページから 37 ページは履歴事項証明書、定款。

資料 38 ページは農振除外証明書。

資料 39 ページから 41 ページは印鑑証明書。

資料 42、43 ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第 2 種農地に区分されます。第 2 種農地のあてはまる要件といたしましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ 10ha 未満のものに該当いたします。申請の土地は市街化区域の〇〇〇〇〇〇地内から約 490m に位置しており、農地の規模も約 4.1ha と 10ha 未満です。また、第 2 種農地は、代替性も審査の対象になりますが、先ほど説明しました理由書などの記載内容などから、代替地に立地は困難であると考えました。

法定記載・法定添付書類や現地から判断して問題はないものと考えます。

次に、一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われまます。

農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の秋山英章委員、大島久雄推進委員ですが、本日欠席のため、事務局より意見等の代読をお願いします。事務局。

事務局

こちら秋山委員、大島推進委員合同で現地調査を行ったいただきました。

現地はもと梨畑で切り株がのこっている状況ですが、草刈り等の管理はされているとのことでした。また、地権者の〇〇さんに聞き取りをしていただき、除外審査の際に出た意見として申請地を鋼板で囲むといな穂街道への見通しがわるくなるといった件ですが、メッシュフェンスへ変更することでした。全体を通して問題はないとのことでした。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をいたします。

申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各農業委員

挙手「全員」

## 議長

挙手「全員」です。よって、18番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。

次に、番号19番を議題とします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。事務局。

## 事務局

第2号議案番号19番について議案書2ページにある土地の表示、申請書住所・氏名及び申請事由等説明。

今回の申請地は、以前の委員さんに令和2年の2月に除外の申出書が提出され、同年4月に除外のご審議いただいた案件になります。令和2年8月19日付けで除外認可公告を行ったものです。それでは事前にお配りいたしました「第2号議案番号17番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は、案内図になります。〇〇〇の北側で〇〇〇〇〇〇〇〇〇の向かい側の申請地と示したところです。

資料3ページは理由書になります。事業計画者は現在町内の賃貸アパート暮らしで子供3人の5人家族ですが、申請者は以前〇〇に単身赴任していたが、転勤が終わったことにより、アパートでの暮らしでは手狭になったことから父親所有の申請地に自己用住宅建築を計画したとのことです。なお、父親の住宅に一時同居していて、住宅建築後移転する予定とのことなので、〇のアパートへの住民票は移しておりません。

資料4ページは土地の全部事項証明書。

資料5ページは公図の写し。

資料6ページから10ページは土地利用計画図、建物の図面関係です。

資料11ページから18ページは資金調達計画書、見積書、金融機関からの融資、個人からの融資証明書と印鑑証明書です。

資料19ページは現在住んでいる賃貸借契約書。

資料20ページは農振除外証明書。

資料21ページから23ページは印鑑証明書。

資料24ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。第2種農地のあてはまる要件といたしましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ10ha未満のものに該当いたします。申請の土地は市街化区域の〇地区から約380mに位置しており、農地の規模も約2.1haと10ha未満ですまた、第2種農地は、代替性も審査の対象になりますが、先ほど説明しました理由書などの記載内容などから、代替地に立地は困難であると考えました。

法定記載・法定添付書類や現地から判断して問題はないものと考えます。

次に、一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

本案件につきまして、開発担当課にも確認をいたしました。既に申請を受け農地転用許可

日と同日付けで許可見込みであると回答をいただいております。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われまます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の青木久眞委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

青木久眞委員

除外審査時と状況は同じで、問題はありませぬ。

議長

次に、本地区担当の渡辺久夫推進委員ですが、本日欠席のため、事務局より意見等の代読をお願いします。

事務局

渡辺推進委員の意見ですが、こちら青木委員と合同で現地を確認していただきました。

実家の前での分家住宅とのことで特に問題はなかつたことでした。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

ご意見並びにご質疑がなせんので、これより採決をいたします。

申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各農業委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よつて、19番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。

次に、番号20番を議題とします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第2号議案番号20番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明

この案件は、総会前に行われた農業振興地域整備促進協議会でご審議いただいた（仮称）南公園予定地内における農地法第5条の規定による許可申請について農業委員会としてご審議いただくものです。

関係資料の説明につきましては、農振協での説明と同様となりますので割愛させていただきます。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。2種農地のあてはまる要件といたしましては、「宅地化の状況から見て、第3種農地に該当することが見込まれる区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ha未満である。近接する区域とは、市街化区域からおおむね500m以内農地」に該当いたします。申請地は、〇〇

から約240mのところに位置しており、農地の広がりも5.0haで10ha未満です。

また、第2種農地は、代替性も審査の対象となりますが、理由書の記載内容から、代替地に立地は困難であると考えます。

法定記載・法定添付書類や現地等から判断しても、問題ないものと考えます。

第2種農地の転用は、立地基準におきましては、立地条件の合致と代替性が認められない場合は、許可をすることができるとされております。

次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われまます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の補足説明等については、先ほど行いました農業振興地域整備促進協議会で伺いましたので割愛いたします。それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をいたします。

申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに賛成の方は挙手願います。

各農業委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、20番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。

続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局長から申し上げます。秋山局長よろしくお願います。

秋山事務局長

○会務報告

○農地転用許可状況・届出状況

議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

- ・利用権設定の新規、更新について
- ・伏せ越し工事関係
- ・令和2年7月豪雨災害義援金について

議長

ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等何かありますか。

続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

10月26日月曜日、役場3階 第一会議室午前10時00分で調整をお願いします。

以上で、本日の議事は終了しました。  
これをもちまして、閉会とします。  
(11:30閉会)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和2年9月25日

会 長

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_

署名委員

\_\_\_\_\_